

千葉市音楽団体等活動支援事業補助金 Q&A

Q.1 事業実施にあたり、実際に要した経費が交付決定額を上回った場合、上回った金額も交付されますか。

A.1 交付決定額を超える補助金の交付はできません。

Q.2 交付が決定した場合、交付決定額は全額支払われますか。

A.2 事業終了後、実績報告書類をご提出いただきます。その実績報告書類の内容に基づき、実際に交付される金額（確定額）が決まります。したがって、確定額が交付決定額を下回っている場合は、交付決定額全額ではなく、確定額分のみ支払われることになります。

例：交付決定額が 15 万円、確定額が 10 万円の場合
→実際に支払われるのは、10 万円になります。

Q.3 借用する会場から、施設利用料の見積書を出せないと言われた場合は、どうすればよいですか。

A.3 下記書類を提出してください。

施設利用料金の記載のある利用許可書

※「諸室利用料金一覧」と「申請中の諸室名・時間区分が分かるもの」を提出いただいても構いません。

Q.4 借用する会場から、附属設備利用料の見積書を出せないと言われた場合は、どうすればよいですか。

A.4 下記書類を提出してください。

①附属設備利用料金一覧 ②申請中の附属設備・時間区分が分かるもの

※上記②に代わり、附属設備利用料金一覧に利用する設備に印をつけて、提出していただいても構いません。

なお、その際、同一設備について、複数時間帯・複数個借用する場合は、余白等にその旨を記載してください。下記例の()書き参照

例：演奏者用譜面台 1台 200円 (10台×3回)

Q.5 補助対象事業期間に公演を実施しますが、すでに会場費を支払い済みです。申請はできますか。

A.5 補助対象事業期間前に、補助申請事業に着手（発注や契約行為、支払行為など）した場合でも、補助対象事業として申請できます。また、支払済みの経費が、補助決定事業を実施するうえでやむを得ない経費の場合は、収支予算書に計上することができます。

事業は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までに実施してください。

なお、今回は、募集から対象事業の期間が短いことから特例としますが、通常、補助金交付申請日以前に既に一部でも申請事業に着手している場合は、補助対象事業として申請できないため、次年度以降ご留意ください。